

監査公表第 2 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、議会事務局、総務部、会計課及び監査委員事務局に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年 1 月 1 5 日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	中	村	淳
同	山	崎	法 子

平成29年度

議会事務局、総務部、会計課及び監査委員事務局に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成29年10月25日（水）、26日（木）

2 監査の対象

議会事務局、総務部〔総務課（情報公開室）、財政課、契約管理課（工事検査室、運転管理室、入札管理室）、税務課、債権管理課、情報管理課（IT推進室）〕、会計課及び監査委員事務局（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、引続き必要な措置を講じられたい。

（1）超過勤務手当の事務処理について

超過勤務処理簿及び実績報告書の誤った記載があり整合性が取れていないものがあったため、実績を確認し、算出に遺漏のないよう留意していただきたい。

また、超過勤務の特に多い職員については、状況把握と健康管理に十分注意を払うとともに、過重労働とならないよう業務の配分に留意されたい。

（2）各種補助金について

交付団体の活動状況等を把握し、関係書類受付時には記載内容を十分確認し、適正な補助金の支出及び団体事業の指導に努めていただきたい。

（3）滞納削減について

市税等の滞納対策については、様々な工夫が認められたが、財源の確保や負担の公平性の見地から納税等の意識の高揚を図り、現年度内での収納を目指して、引き続き滞納削減対策に取り組んでいただきたい。

